二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下田（2）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県天草市河浦町河浦
字中山　五五七番　一号
五四〇番五　六号
五四〇番一　七号から九号まで
五五九番一　十号から十二号まで
五五六番一　十三号
字元下田　七三四番　二号及び三号
七四九番　四号
字上道　七二三番　五号

○海上保安庁告示第六十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年三月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯四一度三一分東経一四一度五三分四〇秒、北緯四一度三二分六秒東経一四二度一二分二〇秒、北緯四一度一二分二秒東経一四二度三二分三二秒、北緯四〇度五分二四秒、北緯四〇度四九分一一秒東経一四二度二〇分三八秒、北緯四〇度四七分四一秒東経一四一度五八分三三秒の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯四一度一九分一八秒東経一四四度四二分五九秒、北緯四〇度四二分二九秒東経一四五度二五分一秒、北緯三九度五五分二六秒東経一四四度一五分一六秒、北緯四〇度五六分三五秒東経一四三度五分三七秒、北緯四〇度五五分一秒東経一四二度三四分一八秒、北緯四一度一二分二秒東経一四二度三二分三二秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年三月十五日から平成二十二年六月三十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第九号（平成二十二年三月五日発行）、一管区水路通報第八号（平成二十二年二月二十六日発行）、二管区水路通報第八号（平成二十二年二月二十六日発行）

○中部地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市釆女町字清水二九九八番の一八まで	前	A 九・六〇〇～一二・〇〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一九・五〇〇～一七・六〇〇	七・六九〇	
		C 三〇・〇〇〇～一四・七〇〇	一・六三五	
	後	A 九・六〇〇～一二・〇〇〇	一七・四三二	
		B 一九・五〇〇～一七・六〇〇	七・六九〇	
		C 三〇・〇〇〇～一四・七〇〇	三・〇八一	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市南本庄四丁目四一六番二から同市南本庄四丁目四六四番一まで	前	二〇・七〇～六九・一〇〇メートル	二〇七キロメートル
	後	二四・七〇～六九・一〇〇	二〇七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市本郷町南方字一ノ渡一一八八二番一から同市本郷町南方字下垣内一一七九七番一まで	前	一〇・六〇～一三・七〇〇メートル	三三七キロメートル
	後	一三・九〇～二〇・七〇〇	三三七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市南区宇品海岸一丁目一三一七番一五から同市宇品海岸一丁目一三七五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月七日

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
江津市後地町三三四八番一一〇から同市後地町九七八番九まで	前	一九・三〇～八六・三〇メートル	一八四キロメートル
	後	一九・三〇～九一・三一	一八四

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所